

三 政 第 1 6 号  
平成 28 年 4 月 27 日

三田市市政への市民参加推進委員会  
委員長 馬 込 武 志 様

三田市長 森 哲 男

### 市民参加条例の見直し等に関する諮問について

三田市市政への市民参加条例（以下「条例」という。）第 23 条及び第 24 条の規定に基づき、条例の運用状況及び条例の見直しに対する貴委員会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 条例の運用状況について

条例第 23 条により、「市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表する」こと、また、条例第 24 条により、「この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証」することとされている。

#### 2 条例の見直しについて

平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し（平成 28 年 6 月 19 日施行）、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。条例第 21 条第 1 項に規定するまちづくり提案は、その年齢要件を公職選挙法に準じて満 20 歳以上としたことから変更を検討する必要がある。

また、まちづくり提案の対象は、条例第 21 条第 1 項において、「具体的なまちづくりに関する政策」と規定するのみで、現在、細則は設けておらず、より提案しやすい制度となるよう筋道を整理し、提案できる対象の明確化を図る必要がある。

<参考：三田市市政への市民参加条例抜粋>

（運用状況の公表）

第 23 条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（条例の見直し）

第 24 条 市長は、この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。